

## 処遇改善・特定処遇改善・ベースアップ等支援加算による取り組みについて

---

ツツイグループ

人事総務本部

ツツイグループにおける介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算による取り組みについてお知らせいたします。なお、下記内容に変更が生じる場合は再度お知らせすることといたします。

### 記

#### 1. 介護職員処遇改善加算

これまで実施している処遇改善加算による改善額を維持し、2013年6月からの昇給分に充当する。ただし2021年度からの昇給分については介護職以外の方のみ充当する。

##### 1) 正就業者

- ①能力給に月額12,000円～22,000円を加算し支給する。
- ②資格保有者に対して、資格手当に2,000円～5,000円を加算し支給する。
- ③役職者に対して、役職手当に10,000円～40,000円を加算し支給する。
- ④夜勤従事者に対して、処遇夜勤加算として8,000円を支給する。
- ④夜勤手当の水準を1,000円～3,000円引き上げる。
- ⑤特定の地域に所在する施設の介護職員に対して、地域手当に7,000円を加算し支給する。

##### 2) パート就業者

- ①職務給に50円～200円を加算し支給する。
- ②資格保有者に対して、資格手当に10円～30円を加算し支給する。

※年度末時点において、加算額に余剰が生じた場合のみ一時金として支給する。

## 2. 介護職員等特定処遇改善加算

介護職以外の方でこれまで実施している処遇改善加算による改善額を維持し、2021年度からの昇給分に充当する。

### 1) 正就業者

①介護福祉士資格を保有する正就業者の介護職員に対して、10,000円～25,000円を支給する。

②人材の採用が極めて困難等、特別な事情が発生した事業所と職務に限定をして、特定地域手当を支給。

### 2) パート就業者

①医師を除くすべてのパート就業者に対し、人事考課の結果に応じて貢献手当として5円～20円を支給する。

②訪問看護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師(准看護師を除く)に対し、事業手当に150円を加算し支給する。

③特定の地域に所在する施設の介護職員に対して、地域手当に28円～100円を加算し支給する。

※年度末時点において、加算額に余剰が生じた場合のみ一時金として支給する。

## 3. 介護職員等ベースアップ等支援加算

### 1) 正就業者

①職種、経験年数、所持資格に応じて、処遇改善手当として1,750円～13,000円を支給する。

②該当の役割または職務を担う方に対して、職務手当として10,000円～25,000円を支給する。

### 2) パート就業者

①職種、経験年数、所持資格に応じて、処遇改善手当として6円～74円を支給する。

※年度末時点において、加算額に余剰が生じた場合のみ一時金として支給する。

以上